令和3年6月30日

藤井　敦子　様

公益社団法人日本医師会

冠省　去る5月11日付の書面、拝見いたしました。

日本禁煙学会（以下「学会」という）から本会への顧問就任依頼については、禁煙および受動喫煙防止を推進するという学会設立趣旨に賛同し本会で引き受けてきた経緯がございます。その是非につきましては、この度の貴殿からの主張等を踏まえつつ、今後も本会として適宜適切に判断してまいりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

なお、本会としては、貴殿の主張にあった、学会宮崎氏が「『医師会』が作田医師の行為は医師法20条違反に当たらないと言っていた」とのことについて、本会が、学会からの問い合わせを受けたこと、ならびに、作田医師の個別医療行為の是非を回答したことは無いことを申し添えます。

末筆ながら、時節柄くれぐれもご自愛のほどお祈り申し上げます。

草々